

【医療情報】

1 最近、日本企業の取締役になった米国人女性が自分用のオキシコドン含有鎮痛剤を国際郵便で送達し、麻薬密輸容疑で逮捕されています。薬剤については各国で取り扱いが違います。ご注意ください。海外で処方されたお薬の持ち込みについてお知らせ致します。

2 症例（ケース）

・インドネシアでは在留邦人が交通事故の追突によるむち打ちで痛み止めとして現地の医療機関からメタンフェタミン塩酸塩（いわゆるヒロポン）が処方されました。日本ではヒロポンは覚醒剤として取り扱われており薬害が生じ、日本に持ち込めば逮捕されます。

・逆に日本の風邪薬が海外で問題になったケースとして、メキシコで日本人旅行者が【ルル/ゴールド】で捕まった例もありました。裁判になり長期間拘留されました。

・マレーシアでは30歳代女性が外人から預かったスーツケースに麻薬があり死刑判決を受けています。（現在上告中）

3 注意点

まず、日本から常備薬等を持参する場合には、主治医から英語で診断書とお薬の説明を書いて貰い（一般名、商品名等）大量には持ち込まない、お薬をバラでもたないなど工夫が必要です。日本への個人輸入（持ち込み）については下記、厚生省のホームページを参考にしてください。

4 参考

医薬品等の個人輸入について（厚生省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html>

文責

在アンゴラ日本国大使館

医務官 麻生有二